

稲城市監査委員公告第6号

令和2年度財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況について

令和2年11月19日付け稲監第529号で提出した令和2年度財政援助団体等監査の結果の報告に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月26日

稲城市監査委員 軍 司 信 一

稲城市監査委員 坂田 たけふみ

令和2年度財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況

1	区分	指摘事項
	対象	一般社団法人 稲城市観光協会 対象の補助金：稲城市観光協会補助金
	内容	委託契約について、必要な契約書が取り交わされていないなど不適切な契約行為が見受けられました。 会計処理規定に基づき、契約手続きを適正に進められたい。
	講じた措置	財政援助団体等監査終了後、市の指導のもと契約関係事務の処理基準を定めており、これを徹底するとともに、会計処理規程の遵守と合わせて、契約事務の適正な遂行に努めてまいります。

2	区分	指摘事項
	対象	一般社団法人 稲城市観光協会 対象の補助金：稲城市観光協会補助金
	内容	補助金の交付申請について、稲城市観光協会補助金交付要綱第9条の事業報告等に定める提出書類の収支決算書に東京都補助事業のモニュメント設置に伴うペアパーク公園台帳整備費用及び平成31年度内に実施及び支払が完了していないものを未執行費用として含めて決算額を確定し、同要綱第11条に基づき交付請求していた。 未執行費用の取扱について所管部署と協議するとともに、今後同様な事案が発生しないように改善を図られたい。
講じた措置	未執行費用の取扱につきましては、経済観光課と協議した結果、支出済の事業費を除き、不用となった金額を市に返還することとなり、令和3年3月1日付で市から返還請求を受け、同日に支払いを完了しております。 なお、モニュメント設置に伴うペアパーク公園台帳整備費用につきましては、市との調整の結果、費用が発生することなく公園台帳の整備を完了しております。 今後は、事業のスケジュール管理を徹底し、年度内の事業完了に努めるとともに、事故等により、真にやむを得ない場合において繰越しが必要となる場合については、速やかに市へ相談し、適切な事務手続きを経るよう努めてまいります。	

3	区分	指摘事項
	対象	稲城市商工会 対象の補助金：桜・梨の花まつり事業補助金
	内容	補助金の交付申請について、会議室使用料の過剰計上を含めて確定し、交付請求していた。 補助金の額を確定するにあたっては、十分注意を払って実績報告書類の精査を進められたい。
	講じた措置	補助金の額の確定作業の際、1回分の会議室使用料 2,300 円を過剰に計上し、交付請求額に含めておりましたが、過剰計上分につきましては、令和2年11月16日付で市から返還請求を受け、11月25日に支払いを完了しております。 現在、桜・梨の花まつりの主催は、桜・梨の花まつり実行委員会となっておりますが、今後、補助金の額の確定作業の際には、領収書等の証拠書類と突合のうえ実績報告書類の精査に努めてまいります。

4	区分	指摘事項
	対象	稲城市商工会 対象の補助金：稲城市商工会補助金
	内容	補助対象経費の人件費の福利厚生費において、勘定元帳の支給金額と補助金の申請・交付された福利厚生費の額に差異が認められた。 補助金の額を確定するにあたっては、十分注意を払って実績報告書類の精査を進められたい。
	講じた措置	補助金の額の確定につきましては、勘定元帳と実績報告書について職員2人によるダブルチェックを実施し、差異のないよう努めてまいります。 また、超過して交付を受けていた福利厚生費 6,102 円につきましては、令和2年11月5日に市へ返還いたしました。

5	区分	指摘事項
	対象	稲城市商工会 対象の補助金：稲城市商工会補助金
	内容	補助対象経費の人件費において、臨時職員に対して、稲城市商工会パートタイム労働者就業規程に明記されていない有給休暇 0.5 日の支給、旅費の支給を行っていた。 支給実態と整合性が取れるよう規則の整備を進められたい。
	講じた措置	臨時職員に対する 0.5 日休及び旅費につきましては、支給実態と齟齬のないよう「稲城市商工会パートタイム労働者就業規則」の改正を行いました。 また、旅費の支給につきましては、職員 2 人によるダブルチェックを実施し、錯誤のないよう努めてまいります。 なお、超過して交付を受けていた旅費 3,946 円につきましては、令和 2 年 11 月 5 日に市へ返還いたしました。

6	区分	指摘事項
	対象	市民部経済観光課 対象の補助金：稲城市観光協会補助金
	内容	稲城市観光協会補助金について、ペアパーク公園台帳整備費用及び平成 31 年度内に実施及び支払が完了していない未執行費用を含めて決算額を確定し、補助対象経費に含めて交付していた。 今後同様な事案が発生しないように改善を図られたい。
	講じた措置	予算は年度内の執行が原則であることから、今後は補助金の執行状況を適宜確認するとともに、事業の進捗状況についても把握に努めてまいります。 また、会計年度内に事業完了が見込めない案件については、年度内に事業を一旦打ち切り、改めて翌年度予算で事業を執行するように指導するとともに、事故等により、真にやむを得ない場合において繰越しが必要となる場合については、速やかに市へ相談し、適切な事務手続きを経るよう指導いたしました。 なお、未執行費用につきましては、執行済の事業費を除き、不用となった金額の返還を求めることとして、令和 3 年 3 月 1 日付で稲城市観光協会へ返還請求を行い、同日に入金を確認しております。

7	区分	指摘事項
	対象	市民部経済観光課 対象の補助金：桜・梨の花まつり事業補助金
	内容	<p>補助対象経費の会議費において 会議室使用料の過剰計上分を含めて交付していた。</p> <p>補助金の額を確定するにあたっては、十分注意を払って実績報告書類の精査を進められたい。</p>
	講じた措置	<p>超過交付となっていた会議室使用料については、令和2年11月16日付で稲城市商工会へ返還請求を行い、11月25日に入金を確認しております。</p> <p>今後、実績報告の際には、金額の多寡に関わらず、全支出項目について証拠書類と突合のうえ実績報告書類の精査に努めてまいります。</p>